

参考

令和6年度保地委第7号 インクルーシブ雇用推進業務
公募型プロポーザル 質問及び回答一覧

以下の内容は、令和6年度の公募時に質問をいただき、回答したもののうち、令和7年度（今回）の公募においても同様の扱いとするものです。

No.	質問	回答
1	<p>弊社は当該企画に、「グループ構成員」として参画検討をしているが、参加した場合の弊社の行動責任ではない事態が発生した際のリスクの可能性について考えられるリスクをご教授いただきたい。</p> <p>（例えば、行政からの指導、処罰、連座制による処罰、賠償責任）</p>	<p>○本業務に参加する「グループ」は、民法で規定する「組合」に該当します。このため、グループの各構成員は、グループとしての行為について、直接の責めの有無にかかわらず、民法の規程に従ってグループの責任を負っていただくこととなります。</p> <p>○静岡市の入札参加停止等措置要綱では、「構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を併せてとるもの」としております。</p> <p>○一般論として、グループの構成員間で、あらかじめリスク分担等を協議するものだと考えております。</p>
2	<p>有料職業紹介で生じる費用について、企業からの支払い、事業費から拠出、市が別途支払いの何れを想定されているのかご教示ください。</p>	<p>○本業務の一部は、「特定地方公共団体の行う無料職業紹介事業の業務運営要領（令和6年4月厚生労働省職業安定局）」の第6の2でいう「地方公共団体が職業紹介事業者に委託する無料職業紹介事業（委託費等の額が紹介実績または雇用関係の成立実績により変動する方法により支払われているのではなくかつ委託事業の内容が明らかに職業紹介事業のみであると判断できるケースではないもの）」に該当します。このため、本業務で有料職業紹介事業が行われることは想定していません。なお、本業務で生じる費用は、全て事業費（本市からの委託料）から支弁していただくこととなります。</p> <p>○本業務とは別に、企業等から求人者の申し出</p>

		<p>があった場合、又は、就労を希望する就労困難者から求職の申し出があった場合は、許可を受けている職業紹介事業の条件に従って対応していただくこととなります。</p>
3	<p>実施要領「2 委託業務概要（5）支払方法」について →概算払い（例えば2ヶ月に1回／3ヶ月に1回／6ヶ月に1回等）が可能ですか？</p>	<p>○プロポーザル実施要領に記載のとおり、委託料は委託業務完了報告書の提出後の実績払いとなります。このため、概算払いや前金払いには応じられません。</p> <p>○ただし、委託期間の中途において、その時点までの実績を取りまとめの上、仕様書の7で規定する全ての書類（（3）支援手法・困難者判定の検証・考察（レポート）を含む。）を提出することが可能である場合は、その実績に応じた委託料の部分払いに応じるときがあります。部分払いの回数、時期及び条件等は、受託者に選定された後の契約手続時に協議いたします。</p>
4	<p>仕様書「4 業務の仕様（6）就労困難者の雇用可能性がある企業等の新規開拓」について →企業等の新規開拓などのため、静岡県や静岡市がもっている企業情報資料を共有いただくことは可能ですか？（例：静岡県内 6月1日時点 障害者雇用状況の集計結果 等）</p>	<p>○静岡市が保有する情報については、静岡市情報公開条例の規程に従って提供いたします。</p> <p>○静岡市以外の団体が保有する情報については、受託者がそれぞれの団体に提供を依頼していただくこととなります。静岡市は、必要な範囲で協力いたします。</p>
5	<p>仕様書「4 業務の仕様（13）支援手法・困難者判定の検証・考察」について →「有識者の指導・助言のもと」とは、具体的にどのような専門家等を指していますか？</p>	<p>○就労困難者の雇用に係る専門的な知識及び経験を有する者で、具体的には大学教員、研究機関職員、シンクタンク職員、国又は地方公共団体の元職員、先進的な取組を行っている企業の代表者等を想定しています。</p>